

【平成30年度の旅券・領事手数料について】

平成30年3月13日(総18第06号)
在デンパサール日本国総領事館

例年4月1日付で旅券・領事手数料の改定を行っており、この度平成30年度分の手数料額が決定いたしましたので、主なものについて以下のとおりお知らせします。

なお、新手数料は4月1日以降に申請を受理したのものから適用されます。

(例:3月31日申請受付、4月3日交付の場合→平成29年度手数料)

(単位はルピア)

申請区分	平成30年度	(平成29年度)
1. IC旅券		
(1)10年旅券	1,900,000	(1,950,000)
(2-a)5年旅券	1,310,000	(1,340,000)
(2-b)申請時12歳未満	710,000	(730,000)
(3)査証欄増補	300,000	(300,000)
2. 証明		
(1)在留証明	140,000	(150,000)
(2)出生・婚姻等の証明	140,000	(150,000)
(3)署名証明	200,000	(210,000)
3. 査証(ビザ)		
(1)一般入国査証	360,000	(370,000)
(2)数次入国査証	720,000	(740,000)
(3)通過査証	80,000	(90,000)

※旅券・領事手数料の基準邦貨額に変更はなく、財務省が毎年行う邦貨とインドネシア通貨との換算レートの見直しに伴う改定です。

以上